

平成21年 第8回

教育委員会臨時会会議録

平成21年5月26日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2282号

平成21年第8回臨時会

日 時 平成21年5月26日(火) 午前9時01分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委 員	南 條 弘 至
	委 員	澤 孝一郎
	委 員	半 田 吉 恵
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶務課長	伊藤 康博
	教育政策担当課長	伊藤 康博
	(庶務課長兼務)	
	学校施設計画担当課長	野澤 靖弘
	学務課長	新宮 弘章
	生涯学習推進課長	大竹 悦子
	図書・文化財課長	森 信二
	指導室長	加藤 敦彦

「書 記」	庶務課庶務係長	岡田 圭子
	庶務課庶務係	常盤 茂

「議題等」

第1 審議事項

- 1 議案第27号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

第2 協議事項

- 1 平成21年第1回港区議会臨時会に提出する議案についての意見照会について

第3 教育長報告事項

- 1 港区立教育センターの整備に係る国との受委託契約について
- 2 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について
- 3 新型インフルエンザ発生に伴う対応について
- 4 港区南青山四丁目用地の活用について
- 5 総合型地域スポーツ文化クラブについて

「開 会」

○小島委員長 おはようございます。

平成21年第8回港区教育委員会臨時会を開催いたします。

今回の教育委員会は、条例改正などの案件の手続き上、通常より1時間早い開催になりますが、今回は早朝よりご参集いただきありがとうございます。

それでは日程に入ります。

(午前9時01分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は半田委員にお願いします。

第1 審議事項

1 議案第27号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

○小島委員長 まず日程第1、審議事項。

平成21年第1回港区議会臨時会に提出予定案件、議案第27号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について。この議案に先立ち、5月12日に開催しました第5回教育委員会定例会において、庶務課長から特別区人事委員会勧告内容の報告を受けました。骨子は、今年6月に支給する期末勤勉手当について、一部凍結する勧告があった。その勧告に伴う教育委員会にかかわる部分は幼稚園教育職員の期末勤勉手当。これに関しては後日教育委員会に諮るとの報告内容になろうかと思えます。

本日は平成21年第1回港区議会臨時会提出予定案件として教育委員会で審議することとなりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

なお9時30分に臨時庁議が開かれる予定となっており、教育長と次長が出席しなければなりませんので、9時20分を目途に審議をお願いします。それでは庶務課長をお願いします。

○庶務課長 それでは資料ナンバー1をご覧ください。ただいま委員長から話しがございましたように、平成21年第1回港区議会臨時会に提出を予定している案件について審議をお願いいたします。

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。この説明をする前に、本日改めまして、前回配布させていただきました特別区人事委員会勧告の表を席上配布させていただきました。内容はこの表に示されているとおりでございますが、対象職員が、表にあるとおり、再任用職員以外の職員で、管理職員以外の職員及び管理職員、それから再任用職員で管理職員以外の職員と管理職員という4分類に分かれており、さらに期末勤勉手当それぞれに分類されておりますので、合計8種の数字の変更が必要になります。そこで、本日の資料の条例改正案にお戻りいただきたいのですが、これを文章で表現すると非常に長文になるということでご理解いただきたいと思えます。

特徴は二つございます。まず本則の改正ではなくて、付則にこの第7条を追加することによって改正をするということでございます。この趣旨は前回ご報告申し上げたとおり、現時点ではあくまで手当の一部凍結ということで、恒久的なものではないということから、本則の改正ではなくて付則で改正をするという、立法上の技術ということでご理解いただければと思います。これが1点でございます。

資料の次のページ、2ページ目をご覧ください。もう一つの特徴でございます。この改正条例案の付則の第2項におきまして、平成21年6月の期末手当云々から最後、区長はこの条例の施行後に特別区人事委員会の行う平成21年度の期末手当及び勤勉手当に係る勧告の内容等を踏まえ、必要な措置を講ずるものとするという文言が入っております。

この付則を設ける趣旨は、あくまで凍結であって、通常の場合ですと特別区の人事委員会で民間企業の給与の実態調査をした上で、給与について差があるかどうか、手当等について差があるかどうか、その比較をした上で差がある場合には所要な措置を講ずることの勧告が行われるわけでございます。今後実際に行われる調査結果を踏まえて、人事委員会が勧告をした場合には、それに適切に応ずるようという趣旨の文言を入れる。このことによって凍結、一時的な凍結であるということとをさらに明確にするという趣旨も含めて、この規定を今回入れるという内容になってございます。

この付則の表にございます表の内容でございますが、つまり改正前の手当の月数、それから改正後の手当の月数、これの差、端的に言いますと0.2ヶ月分になります。この差について必要な場合には適切な措置を講ずるということの意味してございます。説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご意見・ご質問がある方はお願いします。

前回の教育委員会でこの内容はおおよそご説明いただいております。前回と今回、今日の庶務課長の説明ですが、何かご質問ございますか。

○澤委員 これは、比率はそれぞれ再任用、今日机上に前回の資料を参考に配布してもらってありますけれども、再任用職員以外の職員は、期末手当と勤勉手当の管理職以外と管理職員では期末手当と勤勉手当の凍結する月数というのでしょうか、それが若干違います。トータルするとコンマ2ヶ月というのですか。ですから両方とも2.1が1.9になるということ。再任用職員の方はまた現行のまたそれぞれ数値が違うので、違ってしまっています。これは要するに10%を凍結することですよね。

○庶務課長 説明の不足で申しわけございません。再任用職員以外の職員、いわゆる一般常勤職員は、期末勤勉手当を決めまして、現行2.1ヶ月分が6月に支給されることになっております。そのうちの0.2ヶ月分を凍結するというので、率に直しますと約10%、正確には9.5%ぐらいになるかと思います。再任用職員につきましては、もともと支給される手当の月数が、一般常勤職員と比較いたしますと約2分の1になっておりますので、凍結月数も、0.2ヶ月ではなくて0.1ヶ月になってございます。説明が不十分で申しわけございません。実質的には同じです。

○澤委員 そういうことは今庶務課長が言われたような10%、下はちょうど10%ぐらいになっていたかと思います。その10%の数値というのは、正式にはこれから人事委員会の勧告が出るわ

けですけれども、現状の社会情勢から10%という数値が出てきているのですか。

○庶務課長 実は特別区人事委員会は、この引き下げの勧告をする前提として、民間企業等の手当の実態を現時点では調査をしてございません。ただし、国の人事院の方が調査をいたしまして、その結果、民間と均衡を保つためには、現時点で0.2ヶ月相当分、一般職員、常勤の職員ですけれども、の引き下げが必要であるという勧告をいたしました。それを受けまして、特別区的人事委員会では国の調査結果と人事委員会が調査対象といたします特別区の民間企業とで、大きな差はないであろうということと、あわせて前回ちょっと触れさせていただきました、このまま従来の正式な調査をした上でそういう措置を講ずるとなると、12月に支給される手当を場合によっては大幅に削減しなければいけないという可能性もあるということで、それは職員にとっても好ましいことではないであろうというその2点を踏まえまして、数字としましては人事院の数字をそのまま引っ張ってくる形ではございますけれども、この段階で一定の措置を講じた方がいいであろうという判断をしたということでございます。

○澤委員 余談ですけれども、新聞でしたか、テレビでしたか、今回の公務員のボーナスの凍結というのは何か総選挙絡みでどうのこうなどという話をちらっと聞きました。要するに民間がかなり減るとことはいろいろ新聞紙上や何か出ている。そうすると今庶務課長が言われたように、12月にガバッと引くということはまたショックという面もあるのでしょうかけれども、公務員の給料としても今現時点で下げておかないと、国民からというような意見が、うそかまことかわかりませんけれども、そのような話も聞きました。それだけ非常に重要なことなのでしょう。

○庶務課長 1点、すみません、補足説明をさせていただきます。この人事委員会の勧告に基づいて、この6月の手当を0.2ヶ月分凍結するという内容につきましては、特別区の職員労働組合に提案をされまして、昨日夜、組合と妥結をいたしました。その結果を受けてこの措置を講ずることにしたということでございます。

○小島委員長 この件については、確かにご説明の趣旨を聞いていると納得のできる範囲のことだと思います。今までもそういう事例はあったと思うのですが、こういう凍結という手法をとったのは今回が初めてですか、それとも前にもあることなのですか。

○庶務課長 過去正確に調査をしたわけではございませんが、私の知る限り、凍結という手法をとったのは多分初めてではないかと記憶してございます。

○小島委員長 手法としてはなかなかいい手法かと思うのですけれども、凍結というのは支出をすることはできるが、一たんとめておくという意味なのですか。凍結という意味はどういうことなのですか。

○庶務課長 基本的には今回審議をお願いしていますこの条例案が可決されて、この条例が改正後の条例のとおりになりますと、一たんはこの引き下げた率で手当が支給されます。通常の場合ですと、それは固定化されて次の実態調査を踏まえた勧告等があるまではずうっとそのままいくということになります。ただし今回の場合は、先ほど言いましたように、実態調査がこれから行われるということでございますので、最終的にどうするかということその実態調査による比較を、結果

を受けて決定する方が妥当であろう。したがって現時点では、6月の手当を一たん引き下げるけれども、最終的にそれを固定化するべきかどうかということについては、実行後行われる実態調査を踏まえた上で改めて判断しましょうということの趣旨でございます。

○小島委員長 毎年その実態調査はいつごろなされるのですか。

○庶務課長 正確なスケジュールではございませんが、おおむね5月ごろから夏、7月、8月ごろにかけて調査いわゆる集計等が行われまして、その分析等を踏まえて、通常の場合ですと国が一番早くて9月ごろです。それから通常のケースでいけば、東京都の人事委員会、さらに特別区の人事委員会がその後で、大体10月の末か11月ごろには勧告をされるというのが一般的なスケジュールになります。

○澤委員 委員長の質問に関連するのですが、要するにこの人事院勧告というのは毎年やっていますよね。原則として毎年変わるわけですよね、変わらない場合もありますけれども。ですからこれはあくまでも平成21年度の期末手当に関して、とりあえず6月の期末手当はルールに従うよりも0.2だけ保留しておきます。ただ正式な勧告が出たときに、それをそのままとするか、むしろ景気がやはり後半によくなってきたと言ったら、この0.2ヶ月もプラスして12月か何かの期末手当に保留していたものを、そこで皆支給することもあり得るという意味ですか。

○庶務課長 今澤委員がご指摘のとおりでございます。どちらの可能性もでございます。さらに引き下げる可能性もありますし、0.2の削減分を復活するという可能性もでございます。ただ正直申し上げて、今の民間の経済状況を見ますとさらに引き下げられる可能性の方が高いのかと思います。この調査結果を見ないと何とも言えません。

○半田委員 私はずっと自由業をしていましたので、公務員の方というのはそのようなこの世の中の経済が上がったり下がったりしてもそれほど影響がないと思っていました。ですから、とてもびっくりしながら聞いています。昨日の9時に組合の方々それがいいとおっしゃったのでしたら仕方ないのですが、私が逆にその公務員の方の立場であれば、やはり0.2ヶ月引かれるということやはりショックですし、その辺の皆さんの質のいいお仕事をさせていただくために、そういうことをするのがいたし方ないのか。少し下がってしまっても、これは事情が事情だから仕方ないと受けとめていただいて、質は変えずに頑張ろうという気持ちにはなるものなのでしょうか。

○庶務課長 昨日いわゆる労働組合と当局との間でどのような激論が交わされたのか、ちょっと今詳細な資料がございませんのであれですが、かなりシビアな議論がされたのではないかと感じております。今回こういう特殊な、言ってみれば特例的な扱いをする部分がありますので。それはさておき、私ども公務員の給料は説明し出すと非常に長いのですが、一言で申し上げますと、基本的には民間の給与水準を参考に、それと均衡を失しない形で定めるのが原則になってございます。そのために先ほど来ご説明させていただきましたように、人事委員会もしくは国で言いますと人事院の方で、民間の給料実態を調べた上で、それとの比較において公務員の給与水準が妥当かどうかを判断するという仕組みを持っております。

従来その比較する際に、いわゆる大企業が比較的調査の対象になることが多くて、中小企業等の

給与水準が的確に反映されていないのではないかといったような趣旨の批判もございます。それを受けて、現在では50人以上というかなり小さい、小さいと言ってはちょっと語弊がございますけれども、そういった企業も含めて調査をした結果の比較ということで、ある意味では中小企業も含めた民間の給与実態にできるだけ合わせるという形になってございます。

したがって、その前提に立つ限り、年によって引き上げ・引き下げが起こるのはやむを得ない。そのことによって我々公務員の仕事ぶりが変わるということはございませんのでご安心ください。

○小島委員長 今の半田委員のご質問は基本的なところの問題を含んでいるので、話せばきりがないというような。一応質問の方はこの程度でよろしいですか。

それでは議案第27号について、原案どおり可決することに異議ありませんか。

○澤委員 やむを得ないというような感じです。

○小島委員長 特にご異議なきものと認め、議案第27号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで教育長と次長が庁議のため退席しますので、10時ごろまで一たん休憩としたいと思います。よろしくをお願いします。

(休憩)

○小島委員長 それでは教育長と次長が戻りましたので、教育委員会を再開致します。

次の予定は日程第2、協議事項ですが、事務手続きの関係上、日程第3、報告事項を先に行いたいと思いますのでよろしくお願いします。

第3 教育長報告事項

1 港区立教育センターの整備に係る国との受委託契約について

○小島委員長 それでは日程第3、報告事項。

まず第1番目。港区立教育センターの整備に係る国との受委託契約について。この報告事項につきましては、5月12日に開催しました第5回教育委員会定例会におきまして、第25号議案として可決されましたが、報告はどういった内容でしょうか。庶務課長をお願いします。

○庶務課長 本日の報告は、お詫びと同時に、前回この第25号議案を審議、可決していただくにあたりまして、私どもが用意いたしました資料の中に重大な事実誤認及び資料の間違いがございましたので、本日改めまして訂正をお願いするものでございます。

本日の資料ナンバー2をご覧ください。前回の議案審議の際に資料として配布させていただいた資料でございます。港区立教育センターの整備に係る国との受委託契約についてという表題でございます。この資料の2ページ目、裏面をちょっとお開きください。4の港区立教育センター整備の概要の(6)建築概要の③区所有床面積。ここの部分が前回用意いたしました資料は、大変申しわけありません、約4,000㎡ということで、その平米数についても若干のご説明を申し上げました。この部分について、私ども事務局の方でちょっと重大な事実誤認がありましたので、この部分

の訂正をお願いしたいということでございます。資料のとおり約5,000㎡ということでご理解いただきたいと思えます。

○小島委員長 庶務課長、4,000㎡は間違いで、5,000㎡だったということですが、前回は議案として審議して可決したわけですよね。その中の言うてみれば重要な部分の変更なので、報告だけでいいのか、それとも議案としてきちっとやり直した方がいいのか。

○庶務課長 実はこの平米数につきましては、前回ご審議をお願いしてご決定いただいた国との受委託契約の中身ではございません。内容を構成するものではございません。あくまでも説明資料として添付させていただいた資料の誤りでございますので、議案の決定の効力そのものには影響を与えないということです。現実に関と結ぶ受委託契約の内容としてこの平米数がその契約の中に出てくることはございませんので、そういった意味では影響を与えないと判断してございます。

○小島委員長 それではただいまの庶務課長の説明について何かご質問ございますか。

○澤委員 もともと5,000㎡で計画が立てられて進んでいたのですが、前回ちょっと質問しましたけれども、5,000㎡が4,000㎡になってしまったら2割減なので、教育センターの機能はどうなるかというちょっとそういう心配もあって、いろいろな意見、質問が出ました。もとのとおりということであれば、教育委員会としてはありがたいことだと思います。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

この場合、占有面積か床面積かよく分からないのですが、国と区の共有持ち分については面積に応じて共有持ち分を決めるというようになっていたと思うのですが、4,000㎡からまた5,000㎡に戻ったということは、この建物についての国と区の共有持ち分に変更はないのですか。

○庶務課長 共有の考え方は変更ございません。前回4,000㎡と申し上げた数字のとらえ方として、今委員長がご指摘の、例えば共有面積あるいは付帯してつくられる駐車場等の面積のこれらの部分について、事実誤認に基づいて面積を積み上げてしまったというような部分もございまして、一切合財ひっくるめまして約5,000㎡。もちろん最終的にまだ事業者が決まって設計が終了しておりませんので、最終的にはこの面積5,000㎡から前後増減が多少あろうかと思いますが、約5,000㎡ということでご理解賜ればと思います。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

澤委員が言うように、元の5,000㎡に戻ったということで、教育委員会としてはなかなか喜ばしいことと思えます。

2 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について

○小島委員長 次にいきたいと思えます。2番目、港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について。この規則は、先ほど議案第27号で既決されました、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案が区議会で議決された段階で改正が必要になると思うのですが、その内容についてあらかじめ庶務課長から説明をもらうものです。それでは庶務課長お願い

します。

○庶務課長 それでは資料ナンバー3をご覧ください。港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正についてでございます。

この規則の一部改正につきましては、ただいま委員長の方からお話がございましたとおり、先ほど議決をいただいた条例改正案が議決をされた段階で規則の改正が必要になるものでございます。したがって、区議会の臨時会の議決を待って改めて教育委員会において規則改正の議決をいただく必要がございます。本日はそれに先立ちまして、内容等について説明をさせていただくものでございます。

概要でございます。幼稚園教育職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数につきましては、先ほど議決いただいた条例改正案のとおり、特例的に0.2ヶ月、再任用等については0.1ヶ月分を削減して支給するというものでございます。これが制定されることによりまして、この規程を受けて、勤勉手当に関する規則の中に同様の支給月数を定めている部分がございます。ここを条例と同様の月数に改めないといけないということで、その部分について改正をお願いするものでございます。

黒丸以下にございますけれども、平成21年6月に支給する勤勉手当の支給月数(1)から(4)まで、管理職員以外の職員は0.75月を0.70月。管理職員については0.95月を0.85月、以下再任用職員の管理職員以外職員0.375月を0.325月、再任用職員の管理職員を0.45月から0.40月にするというものでございます。この月数につきましては条例と全く同じでございます。

施行期日でございますが、公布の日でございます。なお、改正条例に基づく手当の支給は6月1日が基準日となっております。したがって、条例もそうですが、この改正後の規則につきましても、それ以前に公布をされる必要がございますので、その6月1日以前の日において公布をするということでございます。内容については以上でございます。

○小島委員長 ただいまの庶務課長のご説明について何かご質問ございますか。

先ほどの議案の説明の内容と一緒にということですが、何か。

○澤委員 その数値そのものの、今委員長が言われているように、先ほど審議した数値と同じなので。私この規則の体系がよくわからないので質問させていただくと、先ほど期末手当と勤勉手当を改定して両方の数値を条例の中で直したわけですけども、この規則の方は勤勉手当だけというのは、これは体系上、期末手当の方は直さなくてもいいか、そういうものがないということなのか。

○庶務課長 説明が不十分で申しわけございません。実はこの幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の中に、勤勉手当については成績率を導入してございます。成績率と申し上げますのは、前年の勤務評定、いわゆる仕事の成果に応じて、仕事をよくやった職員については高い評価をすると同時に、この勤勉手当の支給率を高めましょう。逆に仕事がよくできなかった職員についてはその支給率を引き下げましょうという制度が導入されてございます。

今回改正が必要な部分は、その成績、支給割合を定める規則の条文の中に、条例からこの月数を

引っ張ってきておりますので、あわせて改正をする必要があるということでございます。

○澤委員 わかりました。そういうものが期末手当にはないという、趣旨が違うから。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。よろしいですか。

では先ほどにも説明を受けておりますので、この報告はこの程度にして、次に移ります。

3 新型インフルエンザ発生に伴う対応について

○小島委員長 3番目、新型インフルエンザ発生に伴う対応について。新型インフルエンザ発生に伴う対応は学務課と指導室の所管となると思います。まず学務課長から説明をお願いします。

○学務課長 それでは資料ナンバー4をご覧ください。新型インフルエンザに対する対応といたしまして、教育委員会として実施したことをかいつまんでご報告いたします。

まずかなりな量になるために資料としてはおつけしてございませんが、連日東京都から情報提供があり、これにつきましては各学校宛メール等で周知しております。学務課として作成した文書につきましては、資料4の1枚目をご覧くださいと思います。まず保護者に対する注意喚起をいたしました。4月28日付となっております。ゴールデンウィーク前になります。ゴールデンウィークに児童、それから保護者の方々の海外渡航というのが予想されたために、それらの方々に感染を防ぐためのうがい、手洗い、マスクなどの基本的な予防法ですとか、流行地域から帰国した場合の健康状態の確認といった内容の通知を各学校経由で配布いたしております。

1枚おめくりいただきまして、5月20日付になってございます。これは時期的に日本国内で感染が確認されたことを契機として再度保護者宛に注意喚起を行ったものでございます。こちらの方もうがい、手洗い、マスク着用などの基本的な予防法のほかに、毎朝登園・登校前に検温をし、37度以上の熱がないか、あるいはせきをしていないか、倦怠感を訴えていないか、こういった健康観察を保護者の方をお願いしてございます。これらに当てはまる場合は幼稚園・学校に連絡してもらい、また38度以上の高熱がある場合は登校を控え、下に書いてあります発熱相談センターに電話で連絡をするようお願いしてございます。

1枚おめくりいただきまして、新型インフルエンザに関する状況についてということで、まずマスクの配布です。全幼稚園・小中学校の幼児・児童・生徒及び教職員全ての方々に1枚ずつですけれども行き渡るよう学校に配布いたしております。これは通常の予防用というのではなくて、緊急時に着用する場合に備えてという性格のもので配布してございます。

次に新型インフルエンザ発生に伴う調査。東京都からの依頼に基づくものですが、新型インフルエンザ発生に伴う調査を実施しております。(1)5月7日から調査日になりますけれども、ゴールデンウィーク明けですね。海外からの帰国者に対する発熱の有無など、症状の有無についての調査を行っております。(2)国内での感染者が出たことを契機として、こちらの方はインフルエンザ様疾患による欠席状況調査を行ってございます。

ざっと数字といたしまして、この4月ですけれども、インフルエンザにおける出席停止者数といたしまして、小学校で59名、中学校で22名。5月1日から5月22日現在ですけれども、こち

らの方は小学校で13名、中学校で1名の出席停止者数が出てございます。学務課からは以上でございます。

○小島委員長 それでは学務課長の説明を受けましたが、引き続き指導室長に説明をお願いします。

○指導室長 それではお手元の続きの資料をご覧くださいと思います。指導室から発した文書は、4月30日付が1通と5月18日、5月19日付で計3通でございます。

初めに4月30日の通知でございますけれども、警戒レベルがフェーズ5に引き上げられたことに伴いまして東京都教育委員会からも通知がございました。これに合わせた形で以下7点の項目について、各幼稚園・小中学校長宛に通知したものでございます。1点目が情報収集・提供及び予防指導の徹底、2点目が幼児・児童・生徒の健康状態等の把握の徹底、3点目が保護者への注意喚起、4点目が園・学校運営体制の整備、5点目が家庭との連携体制の整備、6点目が臨時休業になった場合の課題の準備、7点目が関係機関との連絡体制の確認ということです。連休前ということで通知をいたしました。

その後でございますけれども、5月18日付で中学校3年生の保護者の皆様という通知を出しました。これにつきましては、新型インフルエンザに伴います中学校の修学旅行の延期についてでございます。5月19日から21日までの3日間、区内青山中学校、六本木中学校、港陽中学校の3校が修学旅行の実施の予定でございました。しかしながら、感染が確認された地域における修学旅行先ということでございましたので、感染が拡大される懸念があるということで、以下2点の理由によりまして延期を要請したものでございます。

1点目が、子どもたちが大変楽しみにしている学校行事ではございますが、現在の状況で予定どおり実施した場合に、感染の危険を伴うと言わざるを得ないという点。2点目に、万が一、旅行先で感染した場合を想定しますと、当該の3年生だけではなく、戻ってきてウイルスの潜伏期間を考慮した場合に、他学年への感染防止の観点から、行った子どもたちをやはり1週間程度お休みをしてもらうことになりかねないという点です。このような状況から修学旅行につきましては延期という要請をしたものです。あわせて、関連する地域において、終息宣言等が出されるまで、以下の日程の学校もということで6校、6月4日、御成門中学校からその先の中学校まで延期ということに要請をしたものでございます。

それから5月19日の幼稚園長・小中学校長様宛の通知でございます。これにつきましては、新型インフルエンザの国内発生拡大に伴う対応策としまして、都内もしくは区内で感染が確認された場合など、ケースに応じた区の対応と保健観察ということについて表にまとめてお示しをしました。簡単に申し上げますと、そこに表にございますように、東京都での感染の確認なし。これは5月19日現在のものです。東京都での感染の確認の場合、そして港区での感染が確認した場合ということで、休校・休園の措置、移動教室等の宿泊を伴う行事の対応、遠足・社会科見学等の校外学習の対応、運動会の対応、部活動の対外試合等の対応についてお示しをしました。

裏面になります。特に休校につきましては、港区で感染が確認された場合の対応でございますけれども、幼稚園・小学校・中学校ともに当該の幼児・児童・生徒で確認された場合は当該幼児幼稚

園・小学校・中学校が休校でございますが、近隣の小学校で感染が確認された場合には、教育委員会と協議のもと、どのように扱うかということでお示しをしました。

なお、そのほかにも、港区の場合さまざまなケースを考える必要がございます。以下の場合、教育委員会と協議を行うということにしました。感染が確認されている区から、例えばお隣の区から通園・通学する幼児・児童・生徒がいる場合がございますとか、港区内の幼稚園・学校在籍者以外、つまり高校生や大人の感染が確認された場合。それから感染が確認されている隣接区が休校、目黒区とか千代田区とか品川区とか隣が休校になった場合どうするのかといったさまざまなケースがありますので、その際にはあらかじめ教育委員会との協議を行って適切な措置を行うということとしました。

2点目としまして、幼児・児童・生徒の健康観察等について4点通知をしました。1点目は毎朝各家庭で検温して健康状態を把握してほしいということ。2点目は38度を超える発熱の場合は登校・登園を見合すように保護者に要請するのですが、その前の段階で、子どものことですので多少熱があっても学校へ行かせてしまう、あるいは多少熱っぽくても体温をはからずに学校へ来るという子どもたちも多いという状況からかんがみまして、37度以上の発熱や体調不良等の症状が確認された場合には、必ず事前に幼稚園や学校に連絡を行ってこれという指示をしていただきたいという旨でございます。3点目が日常の生活における手洗い・うがいの励行は当然なのですが、特に登校直後、それから帰宅直後の手洗い・うがいを徹底してほしいということです。4点目は学校への訪問者に対する手洗い・消毒の励行と、それから運動会、既にもう行われた学校がございますけれども、運動会等来校者への体調管理の啓発を図っていただきたい。もし体調不良の場合はなるべく自粛を強力に要請してほしい。外部から感染の確認あるいは体調の悪い方がどうしても学校等に見えますと、学校で感染の拡大の恐れがあるということですので、そういった要請もあわせて通知をしたところでございます。

以下3番目、4番目は、3番目は教職員の体調管理、4点目は指導室が行っている事業についての取り扱いについてです。以上簡単ですけれどもよろしく申し上げます。

○小島委員長 ただいまの学務課長並びに指導室長の説明に対して何かご質問ございますか。

今世界的に新型インフルエンザの流行ということで、港区の幼稚園、小学校、中学校に発生しないことを切に願っておりますけれども、今のところ大丈夫なようです。

○澤委員 いろいろインフルエンザに対する対応が本当に慎重にとり行われている状況の一端がよくわかりました。修学旅行は特に学校として重要な行事ですけれども、子どもたちにとっても非常に楽しみにしています。これは、高松中学校は無事行ってしまったというとおかしいですけれども。

○指導室長 高松中学校につきましては関西と、それから今回広島の方にも出かけているのですけれども、4月29日から3日間出かけています。

○澤委員 それで何事もなく。

○指導室長 特に感染等の報告はありません。

○澤委員 高松中学校の生徒たちは幸いにして無事修学旅行もできたわけですが、このほかの9校

につきましては終息宣言が出されるまでということで、秋でもできれば実施するという予定ですか。

○指導室長 この終息宣言がいつ出されるかと予測がつかせませんでしたので、今回の状況状況を考えますと、場合によっては6月15日からの修学旅行は実施できたのかもしれないのですが、この段階ではそれが見通しとして持っておりませんでしたので、一律にある程度延期ということで学校にはお願いしております。延期になれば、それだけ次の予定を立てやすいということで、既に7月の夏休み前はどうかということで業者と連絡をとっている学校もありますし、9月の冒頭に既にある程度決めていくということで対応している学校もございます。

○小島委員長 4月のインフルエンザ出席停止者数が小学校59名、中学校22名というお話なのですが、毎年普通のインフルエンザも大体この程度の感染者があるのですか。

○学務課長 4月ですと、平成20年が小学校は64人、中学校は3人です。

○小島委員長 結構いますね。

○学務課長 学級閉鎖等は今のところ聞いてございません。

○小島委員長 これから梅雨に向かって、夏に向って、インフルエンザは余り流行しない季節だというのは、秋口がどうかと今言われています。

○澤委員 そうですね。特に昨日結団式があったオーストラリアはちょうど冬です。でもオーストラリアは余りいないです。

○小島委員長 今のところほとんど出ていない。

○庶務課長 正確な数字ではございませんけれども、感染者は確認されております。ただし数人程度です。

○指導室長 WHOの発表によると1例は確認されてはおります。ただ現在のところは向こうの政府とか、これJTBを通してですけれども、全く問題ないという状況です。

○澤委員 それはよかったです。まだ時間がありますよね。

○指導室長 本区の場合ですと、昨日の結団式後に児童・生徒・保護者への説明ということで、絶対に行くなという状況ではない。行く見通しではありますけれども、場合によっては決断せざるを得ない場合があるということで、その期限がパスポート等の準備等がありますので、約1ヶ月前の6月12日ごろと。13日から小学校の第1回の研修会が始まりますので、その前には安心して行くよという話ができればと思います。

○澤委員 教育委員会としても大事な行事です。

○小島委員長 関西での発生はほとんど高校ですけれども、学校の間を介在しての感染拡大ですよ。ですからよほど注意しないといけないと思います。通知その他で、熱があったらすぐ知らせようということですが、特に中学生にはよく指導徹底して、学校内での感染が発生しないようお願いします。

○澤委員 そうですよ、関西は。爆発的にふえましたよね、あのときに。いや、びっくりしました、あれは。

○小島委員長 よく首都圏に来なかったですよ。

○澤委員 私の大学の研究関係の知人で、久喜の方に住んでいる、あちらの方で1件発生したではないですか。そうしたら運動会が中止した。先週の土曜日でしたか、予定が、それが中止になってしまいました。

○小島委員長 澤委員はロシアに行かれる。ロシアはどのようなのですか。

○澤委員 ロシアは今のところほとんど出ていません。

○小島委員長 そのほか何かご質問ございますか。よろしいですか。

4 港区南青山四丁目用地の活用について

○小島委員長 それでは続きまして、港区南青山四丁目用地の活用について、学務課長お願いします。

○学務課長 それでは資料ナンバー5をご覧くださいと思います。資料は3枚とじてございますが、1枚目が概要、2枚目が右上に別紙1と書いてございますが、こちらが案内図、それから3枚目右上に別紙2と書いてございますけれども、この南青山四丁目用地の図となっております。

まず2枚目をご覧くださいと思います。位置ですけれども、濃い枠で囲ってありますところが南青山四丁目の位置です。こちらの方は青南小学校と青南幼稚園、青山生涯学習館の両方に隣接してございます。現況は平成19年12月に建物が解体され更地となっております。平成20年度末に当時の所有者であります、株式会社東京三菱UFJ銀行から区が土地を購入したものでございます。

当該土地の利用については、教育委員会として利用についての希望を出しておりましたが、土地の一部が、後ほどご説明いたしますけれども、青南小学校の第2グラウンドとして利用可能になったものでございます。

それでは資料に沿ってご説明させていただきます。1枚目をご覧くださいと思います。場所は港区南青山四丁目19番でございます。全体の面積は約2,700㎡。

本用地は暫定活用で、暫定活用期間としておおむね5年間ということでございます。

暫定活用の内容についてでございます。一つは区の緊急かつ重要な課題である保育需要にこたえるため、緊急暫定保育施設を設置するものです。この緊急暫定保育施設のため必要な面積を除く部分を青南小学校の第2グラウンドとして使用します。ただし、学校が使用しないときは赤坂地区総合支所と連携し、地域とのかかわりを重視した地域開放運動場として積極的に開放します。

また、本用地は普通財産になりますので、小学校の第2グラウンドとして使用する部分については使用許可を得て利用することになります。

恐れ入りますが、資料の3枚目をご覧くださいと思います。ちょっと見づらくて申しわけございません。この土地の図ですけれども、あくまでこちらの方は緊急暫定保育施設などがどこにあるかといったものをイメージできるものとしてご用意させていただいたものですので、既に解体した建物の間取りなども記載されております。あらかじめご了承いただきたいと思います。

まず位置関係についてですけれども、この図の下側、写っていませんけれども、区道を挟んだ下

側が青南小学校、右側が私道を挟んだ形で青南幼稚園、青山生涯学習館になります。図の中の右下あるいは左下に丸い色の濃くなっている部分がございますけれども、これは現在抜いてある木をあらわしてございます。左上の色が濃くなっている枠囲みの部分が先ほどご説明しました緊急暫定保育施設の建物部分として予定しているものでございます。建物の敷地面積は500㎡程度と聞いてございます。この緊急暫定保育施設は園庭と建物、今500㎡と申し上げましたけれども、園庭と建物を合わせておおむね1,000㎡になります。この建物のための必要な緑地が300㎡程度と見込まれております。

したがいまして、青南小学校第2グラウンドの広さは残りの部分、図で言いますと右側の部分になりますけれども、おおむね1,400㎡程度になります。ただし、緊急暫定保育施設に必要な緑地部分300㎡程度と申し上げましたけれども、この部分についても第2グラウンドの活用部分として利用できるよう、今後関係課と調整していきたいと考えてございます。

恐れ入りますが、資料の1枚目にお戻りください。4のその他についてでございます。(1)グラウンドとして使用する上で、まずは必要な安全対策について十分配慮いたします。現在青南小学校に民間の警備員を配置してございますが、この活用を図るものでございます。2点目といたしまして、第2グラウンドの部分は時間限定で地域開放いたしますが、開放時間は今後の検討になっております。3点目といたしまして、第2グラウンドの使用開始時期ですが、平成22年4月以降のできるだけ早期ということで考えてございます。

またこのほか、今後第2グラウンドの詳細につきましては、青南小学校のPTAの方々、あるいは赤坂地区の住民の方々等にご説明をした上で設計に入っていくこととなりますけれども、現段階では天然芝生化の整備について検討しております。簡単でございますけれども、以上でご報告は終わります。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して何か質問ございますか。

○澤委員 今、学務課長からのこの2枚目の図を改めて見ると、本当にすばらしい場所が空き地というか。これ小学校の真ん前で、幼稚園のところにはほかの施設がありますけれども、本当に教育委員会として幸運で、しかもきちんと区長部局が購入という決断をしてくれたので、すごくありがたいことだと、改めてこの図を見るとそういう印象を持ちました。

この図のことなのですけども、学務課長から説明あったように、今まであった銀行の施設の図なのですね、これもともと。

○学務課長 3枚目でよろしいですか。こちらはもとの建物の1階部分といいますか、線がいろいろ引いてございますので、それはまさにそういったところでございます。

○澤委員 この植栽も今現在あるのですか。

○学務課長 色の濃い部分が今植栽として残っているもので、色が抜いてある部分が、恐れ入ります、今はございません。

○澤委員 これはない。これは現状のこの植栽は生かすのですか、これも変わるのですか。いわゆる青南小学校のグラウンドとして使う場合に、この植栽はどうなるのですか。

○学務課長 今後設計に入っていく中での検討ということになりますけれども、ざっと見た感じでは、これ単に木が生えているというのではなくて、前の銀行が使っていたときに鑑賞用として植えられたものです。

○澤委員 立派なものなのですか。

○学務課長 とても立派なものですので、そこは場合によっては残すことになります。

○澤委員 移転したりなどをしてはもったいない。

○学務課長 もったいないような気がします。

○教育長 クワガタがいるかもしれません。

○澤委員 これも随分前に東京銀行のものだったですね。

○小島委員長 合併で、現在は東京三菱。

○澤委員 東京銀行に知り合いがいて、ここ何回か来たことがあります、その昔。懇親会みたいなものに。改めて個人的な考えでどうでもいいのですけれども、懐かしいところだと思います。確か立派な施設だったです、当時。

○小島委員長 澤委員が言うように、教育委員会として、すごくいい買い物をした。

○澤委員 青南小学校の学校訪問か何かのときに屋上から見て、ぜひとも欲しいと教育長が言われていました。

○小島委員長 この暫定活用期間ですが、確かに購入したばかりですから、港区全体としてどのような使い方をするかというのは慎重に検討しなければいけません、この暫定期間を5年とするのは何故ですか。

○学務課長 さまざまな区の緊急的な課題をここで解決できればということで5年間。その一つとして緊急暫定の保育施設ということでございます。5年後保育需要がどうなっているのかという面もありますけれども、現在のところは5年ということで、ある程度解消されるのではないかといいこととございます。

○小島委員長 青南小学校の校庭が狭いので第2グラウンドとして活用できないかということで購入したという経緯から、この土地は教育財産ではなくて普通財産で、保育所も使うということなので、ちょっと違うという気はしますが、もちろん区全体での有効活用ですから別にあえて反対するものではないのですが、もともとそういう予定だったのですか。

○庶務課長 この用地につきましては、昨年度末に急遽購入等が決まったという事情もございまして、ただその際には、基本的には教育のために使うということが当然中心的な課題になりました。ただそれ以外にも区の重要な施策あるいは緊急な施策でどうしても必要な場合にはそれぞれ調整を図るという前提で説明されていたところとございます。

最終的に、恒久的な使い方として、現時点でこういう形にするというのを決めるのはいかかなものかという議論もございまして、一方で先ほど学務課長から説明させていただいたとおり、港区全体の課題、緊急かつ重要な課題として、保育需要、要するに大量の待機児童をどう救うかということが緊急の課題としてございまして、そういったものを総合的に勘案する中で、当面この用地につ

いては、あくまでも暫定という位置づけでその一部を緊急保育施設に使う。残りの部分については青南小学校の第2グラウンドとしてこれを活用する。将来的に、長期的な部分も含めて、この用地をどういう形で使っていくかというのは、もう少し時間をかけて十分議論した上で決めていこう。ただベースにあるのは教育を主体で検討していくというとはわかりございません。そういった位置づけになっているということでご理解をいただければと思います。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

あと保育所の緑地の用地として300㎡必要だというご説明があったのですが、それはどうしてですか。

○庶務課長 実は港区は、一つは緑地を含む環境の保全、CO₂の削減ということで、緑地に関する制度を持っております。基本的に施設あるいは敷地規模一定以上の建物をつくる場合には一定の基準で緑地化を義務づけております。区の建物といえど、その制度の適用を受けますので、暫定施設とはいえ、500㎡の建物を建てる、なおかつ敷地全体で1,300㎡というようなもの場合には、一定の割合で緑地化をすることが義務づけられております。その限りにおいて緑地が必要だということでございます。なお、先ほど学務課長の方から緑地の方300㎡という話があったのですが、正確に申し上げますともう少し小さいものになります。建物の概況とかそういうものが現時点であくまでも想定と言いますか概算ですので、今後詳細にどの程度の建物をどういう形でつくるか。その際に敷地としてカウントする面積、これらの緑地の面積の算定に影響してまいりますので、それらが決まってきた段階で最終的には必要な緑地面積というのは定まりますので、現時点ではあくまでも暫定の数字ということでご理解いただければと思います。

○小島委員長 ほかに何か質問ございますか。なければこの程度にします。

5 総合型地域スポーツ文化クラブについて

○小島委員長 続きまして、総合型地域スポーツ文化クラブについて、生涯学習推進課長お願いします。

○生涯学習推進課長 それでは資料ナンバー6をご覧ください。今回、東京都が地域スポーツクラブ設立モデル事業について資料を作ったということで、また関東地区体育指導委員の研究大会でスポーカル六本木について発表することになり、その資料の提供ということで、本日ご報告をさせていただくものでございます。

まず一番下に置かれております「地域スポーツクラブ」という東京都が発行しましたこちらの冊子をご覧くださいと思います。一番最初、「はじめに」というところで、地域スポーツクラブのことについて、港区では平成19年11月に地域スポーツクラブを立ち上げておりますけれども、最初の「国をはじめ」のところの文章7行目、「平成19年度から3年間、都内5つの区市で東京都地域スポーツクラブ設立モデル事業を行っています。」となっていますということで、この5地区のうちの一つが港区ということになります。

一つ段落を飛ばしまして、「今回発行する中間のまとめには、3年間事業の折り返し地点である平

成19年度から平成20年度上半期までの取組事例の中から、各地区が実際に経験し、議論し」というような事例を随所に盛り込んだと書かれています。

その下ですけれども、東京都ではこのモデル事業で、こうすればクラブがつかれるという指南書をこの冊子は目指したけれども、実際に報告を受けるとクラブ創設に絶対条件というのはないということで、各地区の特長的な事例を可能な限り紹介することとしますということで、港区の事例が紹介されているところでございます。

実際には港区の事例は8ページから13ページまで紹介をされているものでございます。平成19年度から平成20年度にわたっての取組事例が記載されております。後ほどお読みいただきたいと思えます。

それからもう一つがこちらのA4のホッチキスどめの資料でございます。「研究テーマ 地域スポーツクラブ育成の組織的な取り組み」ということで、こちらは6月5日、6日の2日間にわたりまして、平成21年度関東体育指導委員研究大会というのが東京で開かれるということで、四つの分科会に分かれて研究いたします。そのうちの第3分科会として、地域スポーツクラブ育成の組織的な取り組みということで、港区が選ばれて発表をするということで作成をした資料でございます。

1ページ目は港区の概要について書かれています、2ページ目はクラブ設立の流れ、そして3ページ目には会員数それから活動内容等が記載されているところでございます。

これにつきましては、スポーカル六本木で中心的に活動されています体育指導委員の方が当日発表するというのでまとめられた資料でございます。

資料ナンバー6ということで、A4の1枚の資料は平成20年度の事業報告でございます。大変申しわけございません、この資料で裏面の「お知らせ。広報誌の発行」のところの11、12のところですが、発行年が2008年になってございますが、これを2009年に訂正をいただきたいと思えます。

平成21年3月31日現在で会員数98名ということでございますが、先ほどの関東体指での報告資料の3ページ目をご覧くださいますと、平成21年4月30日現在で会員数162名ということで、1ヶ月間で大分会員数がふえています。

実施事業につきましては、サークル活動で太極拳からサッカーまで様々な活動を実施してございます。また交流イベントを実施してございます。そのほかに「お知らせ・広報誌の発行」ということで、4月号から3月号まで12回発行し、その内2月号につきましては8,000部をつくりまして、各小中学校に配布したと報告されています。

それから定例会が毎月実施されているところでございます。

関東体指の方の資料の一番最後を見ていただきますと、今後の課題、問題点ということで、このクラブを実際に動かしている方々から、まず会員数をふやす工夫が必要だろうということで、地域で活動する団体をクラブ内のクラブということで認めていく方向性が出されてございます。またやはりスタッフが少ないということでなかなか苦労されているというようなことで、1人1人の負担

を軽くした上で、クラブ運営の協力をお願いしていきたいというような報告も出されております。また企業を巻き込んだ事業の展開、それから大使館との共同事業の実施の可能性ということで、今後の課題、問題点ということでまとめられているものでございます。

また、平成21年度をもって東京都の委託事業は終了しますが、今年度も引き続き積極的に取り組んでいくということで、スポーカル六本木の構成員の皆さんは頑張っていますので見守っていきたくと思っています。報告は以上です。

○小島委員長 ただいまのご報告に対して何かご質問のある方はどうぞ。

○南條委員 東京都からの補助金は今年度までですか。

○生涯学習推進課長 平成19、20、21年までです。

○南條委員 平成21年まで。

○生涯学習推進課長 3年間です。補助金ではなく委託事業ということで契約をしています。

また、これとは別に、区では補助金の制度を設けておりまして、こちらは5年間ということで、まだあと2年間ございます。

○南條委員 3年、5年とずれているわけですね。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

○澤委員 この六本木の、スポーツ文化クラブ六本木、これは関係者の皆さんは非常にご尽力いただいて、今の生涯学習推進課長の説明にあるように、結構いろいろなスポーツの種類について、区民にスポーツに親しんでいただくようご尽力くださっている様子がよくわかりました。

ちょっと細かな話なのですが、このA4の最初の資料で、このファミリー会員というのは、いわゆる上の大人の会員・子どもの会員というのと何が違うのですか。

○生涯学習推進課長 東京都の報告書の方の13ページをご覧くださいと思います。会費で若干違います。ファミリー会員は2人目以降入会金が無料で年会費を半額とするということでお得な制度です。

○澤委員 これで大いに家族としても入っていただきたいという趣旨で。これは何か急に一月で、倍にはなりませんけれども、さぞご尽力いただいたということですか、六本木の関係者の皆様に。

○生涯学習推進課長 地域で活動している子どもたちの団体に、クラブに入っていただき、加入数をふやしたと聞いております。

○澤委員 なるほど。既にあるクラブがそのままそっくり六本木の。それともう一つ細かな話で、その今のA4の裏側のお知らせ広報誌の発行部数ですが、これは先ほど年の訂正がありましたけれども、2009年2月号、『スポーカルニュース』2月号は8,000部と通常の10倍出しているというのは、これは理由は何ですか。

○生涯学習推進課長 8,000部を港区内の小中学校の児童・生徒全てに配布いたしました。

○澤委員 広報という意味で。

○小島委員長 スポーカルも少しずつ活発な活動になってきていますね。

○生涯学習推進課長 定着しつつあると思います。ただ運営が大変難しい。早く言えば民間のスポ

ーツクラブを運営するようなものですので、施設は学校施設を使いますけれども、会費を徴収し、事業をやっていくわけですから、大変いろいろな困難があるようです。やはり熱意のある方の協力がないとやっていかれませんので、今、六本木のスポーカルについては中心的に動いてくださっている方がいらっしゃると思いますが、これを他地域に広げていくという意味で言うと、クラブ活動、クラブを運営するノウハウを含め、事務局スタッフの構築が難しいということで、そのようなお話は伺っています。

○小島委員長 運営する方々に日当のようなものは出るのですか。

○生涯学習推進課長 区の方の補助金で5年間、レールが敷かれるまでは一定程度の報酬が出るような形にさせていただきます。ただそれ以降は会費も含め、軌道に乗せてほしいということで、今ご支援をしているところです。

○小島委員長 ほかに何かございますか。よろしいですか。

それでは教育長報告事項は一応これで済みましたが、他に何か報告事項はございますか。

○澤委員 何か参考資料というのがあります。

○学務課長 お手元に平成21年度学級編成等についてというものをお配りしてございます。こちらの方は4月22日に区民文教常任委員会で、平成21年4月1日基準の学級編成等についてご報告をさせていただきました。この件につきましては当教育委員会でもお話してございますが、その質疑の中で、入学式が終わって人数が確定したものを資料として提出してほしいという旨の要求がございましたので、追加資料としてお配りしたものでございます。ご確認くださいと思います。

○小島委員長 前に出した資料はそうすると4月1日付で出していたのですか。

○学務課長 前は4月1日付ということで出してございます。

○澤委員 これ、学務課長、確認なのですが、この1ページ目の平成20年度の数値は5月1日現在、学校基本調査基準日。今回平成21年度の数値というのは小学校が4月6日、中学校が7日、幼稚園が9日ということ。そういうことは今年度も5月1日現在でまた調査するということですか。

○学務課長 5月1日現在では、東京都の方で基本調査を行ってございまして、そちらの数字についてはホームページ等でも紹介してございますが、それが基準的な数字になってございますので、4月1日付の学級編成等についてというご報告の中でも、平成20年度の数値については5月1日付ということで載せてございます。

○澤委員 そういう意味ですか。そうすると来年度になると、今日のこの平成21年度の数値がこの学校基準調査日における数値ということになるのですか。

○学務課長 こちらに書いてある平成21年度の数値は入学式の行われた現在の数字でございます。

○澤委員 なるほど。そうすると5月1日になるとまた若干変わることになるのですか。

○学務課長 数字としては若干変わる可能性はございます。ですので、来年度のご報告の段階では、平成22年度の学級編成後についてになるのですけれども、その際に平成21年度の数字として載るものは、平成21年5月1日基準のものになるということです。

○澤委員 1日現在の数値ということになるのですね。もう終わっていますけれども。

○庶務課長 いくつかの時点の数字のとらえ方があって恐縮なのですが、入学式現在の数値というのは実は学級編成、クラス数が変わるか変わらないか、ぎりぎりの時点でございます。つまり40名で学級編成をしているところ、転入等であと1名プラスされれば2学級になりますので、その基準の日とご理解ください。一方学校基本調査は、これは全国的に行われている調査でして、基本的な統計等の数字は、この調査結果をもとにして確定した数値を使うことがほとんどでございます。そういった意味で、先ほど学務課長が説明したとおり、基準的な数値としてはこちらの数値を使いますので、平成20年度の既に確定した数値がありますので、それを計算してということですよ。そういう違いです。

○小島委員長 40名までが1学級で、41名から2学級になるのですが、今の庶務課長のお話ですと、入学式当日の児童数で決めるのですか。今までの理解では、4月1日を基準として、教員の配置も全部その時点で決めるということでした。入学式当日に、もし40名から41名に増えた場合、教諭を1人またつけるのですか。

○庶務課長 これは東京都教育委員会の実態に即した対応ということでご理解いただければと思います。つまり4月1日付で抑えてしまって、年度の切りかえのときは、民間企業も含めて、転勤等にあわせて子どもさんの異動も多くて、入学式までの間に転入される子どもさんが結構多いのです。それを無視して、4月1日の数字で抑えて学年を固定してしまうと、今お話したように、場合によってはそれこそ42人、43人の学級ができかねません。それはちょっと酷であろうということで、教員の配置も含めて決める最終日をここまで引っ張ろうという、そういう配慮に基づいております。

○小島委員長 そうですね。前はそういうことで、現在は柔軟に対応して、入学式のときの数字ということ。

○教育長 前日までに面接をして、4月6日付で採用される教員がいます。指導室長、今年は4月6日付で採用された教員はいますか。

○指導室長 今年は期限付採用でいました。正規の教員といいますか、期限付きもうカードとしては動きません。去年は相当数小学校で、特に芝浦小学校が急激な児童数増によって5名、教員が一気に4月からふえたという状況がございます。

○小島委員長 現実に合わせて柔軟な対応でいいですよ。逆の場合どうなるのですか。

○指導室長 減る場合もあります。

○小島委員長 減ってしまうわけですか。ふえる方だけにして減らすのは勘弁してというわけにはいかない。と、ということことですね。

ほかに何か質問。よろしいですか、この報告については。

第2 協議事項

1 平成21年第1港区議会臨時会に提出する議案についての意見照会について

○小島委員長 それでは先ほどの日程第2を。第3を先にやりましたので、日程第2に戻ります。

協議事項、平成21年第1回港区議会臨時会に提出する議案についての意見照会について。

港区長が区議会に提出する議案に関して、港区長より別紙のとおり、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する教育委員会としての意見を求められております。この議案に関しては、先の審議議案第27号として既決されておりますが、改めて確認させていただきます。

この件について、資料1ですよね。先ほど議案第27号と同じということですので、このとおりでよろしゅうございますか。

○澤委員 確認ですけれども、これは先ほど教育委員会としては議決しました。これ庁議に持って行って、庁議で変更を求められるという場合もあるのですか。

○庶務課長 可能性はゼロではございませんが、そういうことのないように、事務レベルでは事前に十分相談をして、いわゆる法規担当等と、条文の規定とその内容でいくかどうかという点も含めて十分調整をした上での案でございますので、現実的にはほとんどありません。

○澤委員 あり得なくて、先ほど審議した内容がそのまま意見照会という形ですね。

では委員長が言われているように。

○小島委員長 それではご異議なきものと認め、議案に対する港区長への回答は異議なしといたします。

「閉 会」

○小島委員長 それではこれで今日予定した案件は全て終了しましたが、ほかに何かございますか。よろしいですか。

なければ、以上をもって閉会といたします。次回は5月29日金曜日の予定です。詳細は追って連絡いたします。

ではどうもありがとうございました。

(午前11時10分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小島 洋祐

港区教育委員会委員 半田 吉恵